証券コード3392
2021年６月４日

株　主　各　位

東京都足立区六町四丁目12番12号
デリカフーズホールディングス株式会社
代表取締役社長　　大﨑　善保

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスのまん延状況等を鑑み、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、例年どおり開催することといたしました。

しかしながら、**株主の皆様におかれましては、感染防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月22日（火曜日）午後５時45分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の感染のまん延状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、消毒やマスク着用等の感染防止に最大限のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性がございます。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、予めご承知くださいますようお願い申し上げます。

上記対応等につきまして、開催当日までの変更等はインターネット上の当社ウェブサイトにてご案内いたします。

当社ウェブサイト（https://www.delica.co.jp/ir/）

記

１．日　　時　2021年６月23日（水曜日）午前10時
（受付開始時間は、午前９時30分を予定しております。）

２．場　　所　東京都千代田区丸の内一丁目７番12号（サピアタワー５階）
ステーションコンファレンス東京503ABCD会議場

３．会議の目的事項

報告事項　１．第18期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第18期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎　「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告の作成に際し監査をした書類の一部であります。

◎　招集ご通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（https://www.delica.co.jp/ir/）

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

１．　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う二度の緊急事態宣言の発令、各自治体による不要不急の外出自粛や店舗の営業時間短縮要請等、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続く非常に厳しい状況となりました。

今後につきましても、高齢者向けにワクチン接種が開始されたものの、全国民への接種にはまだ時間を要する状況であり、さらに変異ウイルスの拡大が懸念され、依然として新型コロナウイルス感染症の終息時期を見通すことは難しく、経済活動においては厳しい状況が続くものと予測されます。

当社グループの属する食品関連業界におきましても、外出や移動の自粛等、個人の生活様式の変容に伴い、一部の小売業では「巣ごもり消費」を取り込むなど、堅調な業態もありましたが、外食産業を中心に、顧客の減少に加えて営業時間の短縮を迫られるなど、経営環境は一層厳しくなり、予断を許さない状況が継続しております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、従業員や取引先様等の安全確保を最優先事項とし、社内換気・マスク着用、全従業員及びご来訪者様の体調確認、座席間隔確保などのソーシャルディスタンス対応、テレワーク・時差出勤の推奨などの新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努めてまいりました。

当社グループの主力事業であります青果物卸売業では、主要な販売先である外食産業にて大幅に需要が減少し、当社の販売量が低迷する事態となりました。

このような事業環境の変容を重く受け止め、当社グループでは、仕入・在庫の厳格管理、廃棄ロスの徹底削減、物流ルートの再編、時間外労務費の縮小等、徹底した効率化を実施して損益分岐点の低減に努めてまいりました。また、これまでＦＳモデルとして展開してきました当社グループの加工工場や物流センター、エフエスロジスティックス株式会社による物流網は、スーパー・コンビニエンスストア・給食事業等においても高い評価をいただき、新たな販路の開拓も実現することができました。更には、新規事業である消費者向け直接販売事業の拡充も推し進めているところです。

前述の徹底したコスト削減と新規の営業開拓により、９月から12月までの４か月は単月の経常損益を黒字回復させたものの、１月に二度目の緊急事態宣言が発令されると再び売上は低迷し、上期の赤字をカバーするまでには至りませんでした。

この結果、当連結会計年度における売上高は31,725百万円（前期比21.5％減）、利益につきましては、営業損失が1,467百万円（前期は571百万円の営業利益）、経常損失が1,031百万円（前期は641百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は953百万円（前期は360百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、新規事業の具体的な内容といたしましては、消費者向け直接販売（ＢｔｏＣ・ＤｔｏＣ事業）への参入として、４月にドライブスルー八百屋を展開。７月には「ベジマルシェ」ブランドにて独自のＥＣサイトを立ち上げました。また９月に設立した合弁会社・株式会社青果日和研究所にて「青果日和」ブランドによる一般消費者向けの通信販売を12月よりスタートしました。さらに、ミールキットの製造販売を目的とした孫会社「デリカフーズ長崎株式会社」を12月に設立し、３月より稼動を開始しております。

これらの成果は当連結会計年度において、当社グループの収益に大きく寄与するまでには至りませんが、今後の当社グループの大きな収益源とすべく、既存事業とともに育成していく所存です。

［新中期経営計画概要］

足元、新型コロナウイルス感染症拡大により三度目の緊急事態宣言が発令されるなど、景気の先行きは不透明な状況が継続するものと予想されます。

このような経営環境の中、当社グループは更に厳しさを増す青果物流通業界において、グループの機能を最大限に発揮し新たな成長を遂げるために、2021年５月に新中期経営計画である「Ｔｒａｎｓｆｏｒｍａｔｉｏｎ　2024」を公表いたしました。事業環境の変容に伴う事業ポートフォリオの変革をスピーディに実行し、更なる成長モデルを確立すると共に、ＳＤＧｓの潮流に適応した真に社会に望まれる「農」と「健康」を繋ぐ創造企業へのトランスフォーメーションを果たしてまいります。なお、新中期経営計画の実現のため、以下３つの基本方針を策定いたしました。

＜事業ポートフォリオの変革＞

当社グループは、従前より外食産業を主要な顧客として事業を展開してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当該マーケットでの需要は大幅に縮小しております。このような外部環境の変化に対応するため、外食産業の中でも、テイクアウト、ドライブスルー、宅配・デリバリー、専門店等のコロナ禍に強い業態へのアプローチを強化してまいります。更に、スーパー・量販店、コンビニ、給食関連企業、宅配事業者等の外食産業以外の業態への販売も拡大いたします。

加えて、当連結会計年度に設立したデリカフーズ長崎株式会社におけるミールキット事業を推し進めるとともに、自社ブランド「ベジマルシェ」、合弁会社である株式会社青果日和研究所の「青果日和」ブランドによるＥコマースビジネスも拡大し、新規事業であるＢｔｏＣ・ＤｔｏＣ事業の展開を加速してまいります。また、これまでの「ホール野菜」、「カット野菜」、「真空加熱野菜」に加えて、「冷凍野菜」の取り扱いを開始するほか、前述のデリカフーズ長崎株式会社において「たれ・ソース」や「ドレッシング」等の製造も本格化し、商品ラインナップの拡充を図ることで、様々な食の提供企業にあらゆる形で商品を提供してまいります。

＜青果物流通インフラの構築＞

当社グループは2019年度に北海道に拠点を設立し、また当連結会計年度には九州に最新鋭の工場である福岡ＦＳセンターを設立するなど、全国規模で物流センターや工場設備の拡充を推し進めてまいりました。今後も物流センターや工場設備の拡充は進めていく予定であり、新中期経営計画においては、最大３拠点（関東地区、関西地区、中国地区）への増設を図り、全国20拠点でサービスを提供する青果物流通インフラの構築を目指してまいります。さらに新たに取り扱いを開始する「冷凍野菜」に対応した設備も拡充していく予定です。

また、全国への安定供給を実現するために物流部門においては、全国拠点の強みを活かした幹線物流網を拡張し、調達機能としてのネットワークを強化します。物流子会社であるエフエスロジスティックス株式会社においては、北海道～東京～福岡を繋ぐ幹線便の定期運行を実現させると同時に、自社車両での配送比率を上げ、更なる内製化率の向上を図るほか、他社の配送を請け負う物流事業への参入を予定しております。

さらに、ＡＩやＲＰＡによるイノベーション及びＤＸの推進も加速させてまいります。

＜サスティナビリティ経営の推進＞

当社グループは『農と健康を繋ぐ創造企業』を経営方針に掲げ、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）への貢献及びＥＳＧ（環境・社会・企業統治）活動に積極的に取り組んでいくための「サスティナブル宣言」のもと、持続可能な社会の実現に貢献いたします。野菜の価値を高めて、１ｇでも多く野菜の消費を拡大することが当社グループの社会的使命であり、事業モデルの拡大そのものが農地の拡大や二酸化炭素の削減に好影響を与える事業だと認識しております。

また、活力ある人材マネジメントの実践として、若手・女性・外国人等の多様な人材が活躍できる職場環境を実現し、次世代のリーダーを育成する仕組みや人材の積極採用を継続することで、強さと優しさを兼ね備えた『人財』を育成していくほか、ワークライフバランスのとれた職場環境の整備と健康経営を推進してまいります。

さらに、リスクマネジメント体制の強化を図り、高度化する企業リスクに対応し、ガバナンスの向上を図ります。

ＳＤＧｓの精神とともに、持続可能な青果物流通ビジネスを創出することで、世界的目標達成に貢献してまいります。

なお、新中期経営計画最終年度の数値目標につきましては、2024年３月期に売上高450億円、経常利益10億円を計画しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において1,023百万円の設備投資（有形固定資産及び無形固定資産を含む。）を実施いたしました。主な内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度中に取得した主要な設備

連結子会社

・デリカフーズ長崎株式会社　土地、建物取得

・エフエスロジスティックス株式会社　大型車両取得

(3) 資金調達の状況

設備投資及び借入金の返済等に必要な資金は、自己資金のほか金融機関からの借入によっております。

(4) 対処すべき課題

依然として新型コロナウイルス終息時期を見通すことが難しく、引き続き厳しい経営環境が継続するものと懸念される状況下、当社グループは前述の通り、グループの機能を最大限に発揮し新たな成長を遂げるために、新中期経営計画「Ｔｒａｎｓｆｏｒｍａｔｉｏｎ　2024」を打ち出しました。本計画を着実に遂行すると同時に、グループの対処すべき喫緊の課題を以下の通りとし、更なる成長モデルを確立するとともに、ＳＤＧｓの潮流に適応した真に社会に望まれる『農と健康を繋ぐ創造企業』　を目指し、果敢に取り組んでまいります。

①　事業ポートフォリオの変革　～新中期経営計画基本方針

（上述の通り）

②　強固な財務基盤の構築

当社グループでは、青果物流通業において『ＦＳモデル』、『全国に広がる流通網』、『長年に渡り蓄積された研究データ』等を駆使し、安定した収益を獲得してまいりました。また、このような当社グループの収益基盤を評価いただいた結果、安定した資金調達を実現し、新たな地域戦略や設備投資等を進めてまいりました。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当連結会計年度は大幅な売上の減少と経常損失の計上に見舞われました。

このような事業環境の変容を重く受け止め、当社グループでは、仕入・在庫の厳格管理、廃棄ロスの徹底削減、物流ルートの再編、時間外労務費の縮小等、徹底した効率化を実施して損益分岐点の低減に努めております。

これらの施策により、当社グループは需要変動等の変化に機動的に対応する「筋肉質な経営基盤」を構築しつつあります。今後も当社の強みである現場力を活かした効率経営を実践することで、より強固な収益基盤の構築を目指すと同時に、財務体質の強化を図ります。

また、財務面に関しては、当連結会計年度に株式会社三菱ＵＦＪ銀行との間で締結した総額20億円のコミットメントライン契約は、足元の資金状況の安定を踏まえ、10億円に減額して継続いたしました。引き続き安定した調達パイプを維持しつつ、強固な財務基盤の構築を図ってまいります。

③　サスティナビリティ経営の推進　～新中期経営計画基本方針
（上述の通り）

④　コーポレートガバナンスの充実

当社グループは、コーポレートガバナンス・コードの精神を尊重し、各原則を実施するための各種施策を実行してまいりました。2020年６月にはコーポレートガバナンス・コードの実施状況に関するコーポレートガバナンス報告書を提出いたしましたが、求められる78項目の原則のうち３項目については原則を実施していないものとして、その理由を説明（エクスプレイン）しており、当該事項の遵守（コンプライ）が今後の課題であると認識しております。また既にコンプライしている各原則についても改めてその内容を見直すことといたします。

【ご参考】当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「効率的且つ健全な企業経営を可能にするシステム」との基本的認識から、コーポレートガバナンスの充実を図り、株主の権利を重視するとともに、社会的信頼に応えるため、取締役及び監査役制度を軸として、経営の健全性の維持と透明性を確保していく所存であります。経営効率を高めるためのより強固な組織体制と内部統制の仕組みを構築し、役職者全員が高い倫理観を維持するとともに企業内容の積極的な開示、経営の公正性、意思決定の迅速化に取り組みます。また、企業の永続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主を含めた全てのステークホルダーとの円滑な関係を目指し、企業価値を高めてまいります。

また、当社は、日頃の業務を適正に運営するための指針として「行動規範」を制定しております。

(5) 財産及び損益の状況

区　分	2018年３月期	2019年３月期	2020年３月期	2021年３月期 (当連結会計年度)
売上高（千円）	37,252,272	39,448,215	40,413,389	31,725,670
営業利益又は営業損失（△）（千円）	694,359	685,765	571,677	△1,467,329
経常利益又は経常損失（△）（千円）	762,761	761,158	641,647	△1,031,777
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	475,873	459,703	360,811	△953,290
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	32.31	31.18	24.46	△64.59
総資産（千円）	19,245,424	19,807,206	21,873,425	22,632,897
純資産（千円）	7,539,770	7,847,441	8,023,027	7,116,785
１株当たり純資産額（円）	511.41	532.14	543.80	482.06

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を2019年３月期の期首から適用しており、2018年３月期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

３．当社は、2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。2018年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 親会社及び子会社の状況（2021年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当　社　の 議決権比率	主要な事業内容
デリカフーズ株式会社	96,000千円	100%	青果物の加工及び販売
デザイナーフーズ株式会社	20,000千円	100%	食に関する機能性研究と コンサルティング
エフエスロジスティックス株式会社	82,000千円	100%	貨物自動車運送業
株式会社メディカル青果物研究所	24,000千円	100%	食品の成分分析
デリカフーズ北海道株式会社	10,000千円	(100%) 100%	青果物の加工及び販売
デリカフーズ長崎株式会社	10,000千円	(100%) 100%	ミールキットの製造販売

（注）（　）内の数値は、間接保有分も含めた議決権比率を記載しております。

③ 特定完全子会社の状況

会　社　名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
デリカフーズ株式会社	東京都足立区六町 四丁目12番12号	1,202,266千円	4,296,672千円

(7) 主要な事業内容　（2021年３月31日現在）

当社は持株会社として、子会社４社及び孫会社２社を統括・管理しております。

当社グループは、カット野菜部門（業務用カット野菜の製造・販売）、ホール野菜部門（野菜・果物の仕入・販売）、その他部門（日配品の仕入・販売、コンサルティング業務等）から成る青果物事業を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場（2021年３月31日現在）

会　社　名	事　業　所　名	所　在　地
デリカフーズ株式会社	東京事業所 （東京ＦＳセンター）	東京都足立区
〃	神奈川事業所	神奈川県大和市
〃	西東京事業所	東京都昭島市
〃	仙台事業所	宮城県仙台市宮城野区
〃	愛知事業所	愛知県弥富市
〃	大阪事業所	大阪府茨木市
〃	兵庫事業所	兵庫県加古郡稲美町
〃	奈良事業所	奈良県磯城郡田原本町
〃	九州事業所	福岡県宗像市
デリカフーズ北海道株式会社	本社事業所	北海道札幌市白石区
デリカフーズ長崎株式会社	本社事業所	長崎県諫早市

(9) 企業集団の使用人の状況（2021年３月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
601(1,805)名	65名増　(222名増)

（注）１．使用人数は就業人員数であります。
２．パート及び嘱託は(　)内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	4,240,987千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,702,513千円
株式会社みずほ銀行	1,720,341千円
株式会社三井住友銀行	1,017,410千円
株式会社埼玉りそな銀行	795,769千円

（注）　2021年３月31日現在の借入額が、２億円以上の金融機関を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
当社は、2020年12月21日にデリカフーズ長崎株式会社を孫会社として設立いたしました。

２．会社の株式に関する事項
(1) 株式数及び株主数（2021年３月31日現在）
① 発行可能株式総数　20,000,000株
② 発行済株式総数　14,763,236株（自己株式108,764株を除く。）
③ 株主数　11,001名
④ 単元株式数　100株

(2) 大株主（上位10名）（2021年３月31日現在）

株主名	持株数	持株比率
舘本　篤志	2,038,400株	13.81%
舘本　勲武	1,799,600株	12.19%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,462,700株	9.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	481,700株	3.26%
大﨑　善保	241,800株	1.64%
エア・ウォーター株式会社	219,400株	1.49%
野村　五郎	189,800株	1.29%
丹羽　真清	185,500株	1.26%
株式会社クローバフォー	161,000株	1.09%
デリカフーズグループ従業員持株会	145,900株	0.99%

（注）　当社は、自己株式108,764株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

交付対象	株式の種類	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	普通株式	3,250株	1名

(4) 当社が保有する株式に関する事項

① 政策保有に関する方針

当社では、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ持続的な金融取引の維持等、当社グループの企業価値向上に資すると認められる場合に、政策的目的により当該会社株式を保有することとしております。保有する政策保有株式について、直近の事業年度末の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していくことを基本方針としており、毎年、取締役会において、保有株式ごとに保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、及び中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等の保有目的に沿っているか等を検証し、保有継続の可否及び保有株式数を見直すこととしております。

② 政策保有株式の議決権行使の基準

議決権行使については、発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす場合、違法行為が発生した場合等における当該議案に反対する等、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に繋がるか否かを踏まえ、様々な検討を十分に行ったうえで、総合的に判断することとしております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大　崎　善　保	デリカフーズ㈱　代表取締役 ㈱メディカル青果物研究所　代表取締役 デリカフーズ北海道㈱　取締役 デリカフーズ長崎㈱　取締役 ㈱青果日和研究所　取締役
取締役会長	舘　本　勲　武	
取　　締　　役	小　林　憲　司	デリカフーズ㈱　取締役社長
取　　締　　役	仲　山　紺　之	デザイナーフーズ㈱　取締役 ㈱青果日和研究所　監査役
取　　締　　役	尾　崎　弘　之	国立大学法人神戸大学大学院　教授 ㈱パワーソリューションズ　取締役監査等委員 ㈱ダイセキ環境ソリューション　取締役監査等委員
取　　締　　役	柴　田　美　鈴	弁護士 ＳＯＭＰＯホールディングス㈱　社外取締役 ㈱スペースバリューホールディングス　社外取締役
常勤監査役	野　村　五　郎	デリカフーズ㈱　監査役 デザイナーフーズ㈱　監査役 ㈱メディカル青果物研究所　監査役 エフエスロジスティックス㈱　監査役
監　　査　　役	森　田　雅　也	公認会計士 りんく税理士法人　代表社員 ㈱リンクマネジメント　代表取締役 ジャニス工業㈱　取締役監査等委員
監　　査　　役	三　島　宏　太	弁護士 愛知県弁護士会広報委員会副委員長 ㈱コムテック　取締役監査等委員

（注）１．柴田美鈴氏につきましては、職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は小山美鈴氏であります。
２．仲山紺之氏は2020年６月24日開催の第17回定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
３．2020年６月24日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、丹羽真清氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
４．取締役尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
５．監査役森田雅也氏及び三島宏太氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
６．監査役森田雅也氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
７．当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
大崎　善保	デリカフーズ㈱　取締役	デリカフーズ㈱　代表取締役	2021年５月13日
小林　憲司	デリカフーズ㈱　代表取締役社長	デリカフーズ㈱　取締役社長	2021年５月13日
仲山　紺之	デリカフーズ長崎㈱　監査役	―	2021年４月１日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、決定方針の決定方法は、社外取締役及び社外監査役で構成される社外役員会議の諮問を経て、取締役会の決議によることとしております。

当該決定方針は、「基本方針」、「基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」、「業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」、「金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」及び「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」により構成されております。

「基本方針」においては、業績連動報酬制度の採用のほか、報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけ、報酬規範を規定しています。

「基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」においては、業務執行取締役の報酬について、取締役としての役位、担当職務、業績、貢献度、在任年数及び同規模若しくは同業種の企業における報酬水準等を総合的に勘案し適正な金額となるよう算定すること及び、各取締役の担当職務の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定する役割等級に応じた金額とすること等を定めております。

「業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」においては、業績連動報酬等について、基本報酬（金銭報酬）に個別の取締役の前年度の実績、業績数値及び個人考課に応じて一定の範囲内で加算することで取締役個人の成果に報いること及び、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とすること等を定めております。

「金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」においては、業務執行取締役の種類別の報酬割合は、役位、担当職務、業績、将来予測等を踏まえ、インセンティブとして最も適切な支給割合とすることを定めております。

「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」においては、取締役の個人別の報酬額の決定プロセス等について定めております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役が原案を作成し、取締役評価委員会及び社外役員会議が原案について決定方針との整合性を含め多角的に検討しており、代表取締役も基本的にその答申を尊重することとされておりますので、決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年６月29日開催の第２回定時株主総会において年額２億円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名であります（決議当時、社外取締役は選任されていません）。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年６月22日開催の第15回定時株主総会において、株式報酬の額を年額１千万円以内、株式数の上限を年8,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は５名であります。

なお、監査役の金銭報酬の額は、2005年６月29日開催の第２回定時株主総会において年額５千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長である大﨑善保が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して個人別の報酬等を決定するものです。

これらの権限を委任した理由は、代表取締役が最高経営責任者として各取締役の職務遂行等を総覧し、評価する者として相当の識見を有すると取締役会が判断したことによります。

また取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役が作成した原案について取締役評価委員会及び社外取締役及び社外監査役で構成される社外役員会議への諮問と答申の尊重を必須としていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等の額又は算定方法に係る決定方針

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役会において監査役の協議で決定しております。

⑤　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	109,112（4,200）	107,120（4,200）	1,992（—）	7（2）
監査役（うち社外監査役）	10,560（3,600）	10,560（3,600）	—	3（2）

（注）1．非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しており、その交付状況は、「2．会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。この株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬であり、その概要は以下のとおりであります。

①　譲渡制限期間

当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を30年間から35年間までの間で取締役会が予め定める期間とします。

②　退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社のグループ会社の役員等の地位を退任又は退職した場合、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得します。

③　譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中に継続して当社又は当社のグループ会社の役員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社のグループ会社の役員等の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④　組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除します。

2．上記の取締役の対象となる役員の員数並びに報酬等の総額及び基本報酬には2020年６月24日開催の第17回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役尾崎弘之氏の兼職先である国立大学法人神戸大学大学院、株式会社パワーソリューションズ及び株式会社ダイセキ環境ソリューションと当社との間には重要な関係はありません。

社外取締役柴田美鈴氏の兼職先であるＳＯＭＰＯホールディングス株式会社及び株式会社スペースバリューホールディングスと当社との間には重要な関係はありません。

社外監査役森田雅也氏の兼職先であるりんく税理士法人、株式会社リンクマネジメント及びジャニス工業株式会社と当社との間には重要な関係はありません。

社外監査役三島宏太氏の兼職先である株式会社コムテックと当社との間には重要な関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況及び主な活動状況（社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む）

区分	氏名	主な活動内容
社外取締役	尾崎　弘之	当事業年度開催の取締役会全17回の全てに出席しております。尾崎氏には、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当該視点に基づく監督機能を果たすことを期待されております。 当事業年度においては、特に新規事業に関する案件等で取締役会で積極的に発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
社外取締役	柴田　美鈴	当事業年度開催の取締役会全17回の全てに出席しております。柴田氏には、弁護士としての専門的見地から主に法務やコンプライアンスに関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当該視点に基づく監督機能を果たすことを期待されております。 当事業年度においては、特に新会社設立に関する案件等で取締役会で積極的に発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
社外監査役	森田　雅也	当事業年度開催の取締役会全17回中16回に出席し、また監査役会全14回中13回に出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から、主に経理・財務や税務についての発言を行っております。
社外監査役	三島　宏太	当事業年度開催の取締役会全17回の全て、また監査役会全14回の全てに出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地から主に法務やコンプライアンスについての発言を行っております。

③ 情報交換・認識共有に関する事項

当社の社外役員（社外取締役２名・社外監査役２名）は、それぞれの専門的知見を経営に活かすため、月に一度社外役員会議を開催し、情報の共有と意思疎通を図っております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	26,950千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,950千円

（注）1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当連結会計年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、事業年度ごとの監査報酬等の額のうち最も高い額に２を乗じた額を損害賠償責任の限度額とすることを定めております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務運営の適正化を確保するための基本方針として2006年５月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」について下記のとおり決議し、運用しております。

① 内部統制基本方針

当社では、2005年８月に「デリカフーズグループ行動規範」、「企業行動憲章」を制定し、日頃の業務運営の指針としております。当社は、この指針に基づき、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程、経理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は事業リスクを部門ごとに管理する危機管理委員会を主催し、取締役を危機管理委員会における「食品安全」、「物流安全」、「労務管理」、「労災事故対策」、「ＩＴセキュリティ」、「経理財務」及び「人事採用」の各分科会の担当に任命し、体系的に管理しております。

また当社では、大規模自然災害の発生を想定したＢＣＰ（事業継続計画）を制定しており、不測の事態が発生した場合には代表取締役を中心とした対策本部を設置し、全役職員一体で危機管理及び被害防止に当たることになっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。また、中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化・共有することによって効率的に職務の執行を行っております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は担当取締役が統括します。担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に当社及び関係会社の全体的な会議（経営本会議）を開催しております。

関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」「企業行動憲章」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、担当取締役が統括管理しております。担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営本会議において報告しております。

また取締役会及び経営会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

⑥ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確立しております。

取締役会は原則月１回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の職務執行状況の相互チェックを行っており、各監査役は取締役会への出席を通じ取締役会付議事項や決議プロセスについて監督しております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することといたします。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役監査基準」に基づき監査役に報告することになっております。

また、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしております。なお前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化しております。監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、代表取締役、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務運営の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当事業年度に開催された取締役会議事録及び添付書類は施錠管理された場所で適切に保管しております。
・監査役による取締役会議事録及び添付書類の保管状況のチェックが定期的に実施され、安全かつ適切に管理されていることが確認されました。

②　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・事業リスクを部門ごとに管理するため「危機管理委員会」、「全国管理部門会議」等の会議体を年複数回開催し、リスクの洗い出しと早期対応を進めております。
・景気の急激な下振れ等に対応するため、主力金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。
・災害発生時の人的損失を最小限に抑えるため、全ての事業所で定期的に避難訓練を実施しております。
・ＢＣＰ（事業継続計画）に基づく従業員の安否確認テストを実施したほか、基幹システムのバックアップ体制の整備を行っております。

③　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・執行役員やグループ会社の代表取締役に当社取締役会に出席し、意見を述べる権利を付与することで、取締役の負担を軽減し、管掌業務の執行に専念することができる体制を整えております。

・取締役会の開催にあたり、事務局が議案の取りまとめや資料の整理を行っており、円滑で効率的な議事運営が可能になっております。

④　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社グループ各社の取締役及び幹部従業員で構成される「経営本会議」を月１回開催し、業務報告及び情報共有を行っております。

・当社内部監査室が当社グループの全ての会社の内部監査を担当しており、全ての監査結果は当社代表取締役、社外役員を含む取締役及び監査役に報告され情報共有されております。

⑤　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社グループに在籍する全ての役職員を対象とした内部通報制度を導入し、逐次情報が提供される体制を構築しております。

・毎月開催される経営本会議では、法務担当部門から法令への適合状況が報告されております。

・社外取締役を含む取締役及び担当部門長から成るコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の自己評価を行っております。

・全ての役職員に対してコンプライアンス研修を実施しております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役から当該要求がなされた事例はありませんが、使用人を置くことを求められた場合には、組織図上監査役会直属とすることを検討いたします。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・内部通報制度を利用して報告がなされた場合、受付担当部門は内容を判断の上、監査役にも報告することがあります。また当該通報者に対しては、内部通報規程により一切の不利益な取扱いが禁止されております。

・当社では毎月１回社外監査役・社外取締役による社外役員会議が開催されています。常勤監査役は、このような場を利用して社外監査役に対して連絡・相談を行っております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は定期的に内部監査室又は会計監査人と会合を開催しております。

・監査役の監査費用は、請求に基づき速やかに処理しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為は行わないことを基本方針としております。

② 整備状況

「反社会的勢力に対する宣言文」を取締役会で決議、公表するとともに全役職員への周知徹底に努めております。また、総務部門を対応窓口として、対応マニュアルの整備、社内勉強会等を行っているほか、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）等の暴追センターへの加盟、弁護士、所轄警察署等の社外専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合の相談体制を整備しております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向を見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元策として、配当による成果の配分を重要視しており、収益力強化による配当原資の確保を図りながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、原則として、株主総会の決議による期末配当をもって剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

当事業年度の配当は、当社普通株式１株につき金５円とさせていただきます。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
［流動資産］	**8,903,106**	**［流動負債］**	**6,957,811**
現金及び預金	4,641,473	買掛金	1,856,596
売掛金	3,639,908	短期借入金	2,200,000
商品及び製品	143,311	１年内返済予定の長期借入金	1,199,140
仕掛品	8,111	リース債務	156,975
原材料及び貯蔵品	97,921	未払法人税等	26,183
その他	375,096	未払金	1,327,674
貸倒引当金	△2,716	未払費用	56,896
［固定資産］	**13,729,790**	賞与引当金	97,670
（有形固定資産）	**12,410,502**	その他	36,672
建物及び構築物	6,285,668	**［固定負債］**	**8,558,300**
機械装置及び運搬具	1,552,822	長期借入金	7,604,300
土地	3,759,269	リース債務	475,601
リース資産	574,321	退職給付に係る負債	142,664
建設仮勘定	69,616	資産除去債務	291,903
その他	168,803	その他	43,830
（無形固定資産）	**73,724**	**負債合計**	**15,516,111**
その他	73,724	**純資産の部**	
（投資その他の資産）	**1,245,563**	**［株主資本］**	**6,944,684**
投資有価証券	568,962	**（資本金）**	**1,377,113**
長期貸付金	212,913	**（資本剰余金）**	**2,171,446**
投資不動産	119,320	**（利益剰余金）**	**3,420,932**
繰延税金資産	90,078	**（自己株式）**	**△24,808**
その他	258,468	**［その他の包括利益累計額］**	**172,101**
貸倒引当金	△4,179	その他有価証券評価差額金	160,630
		退職給付に係る調整累計額	11,470
資産合計	**22,632,897**	**純資産合計**	**7,116,785**
		負債及び純資産合計	**22,632,897**

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		31,725,670
売上原価		25,501,686
売上総利益		**6,223,984**
販売費及び一般管理費		**7,691,314**
営業損失		**1,467,329**
営業外収益		
受取利息	2,245	
受取配当金	3,887	
物品売却益	10,063	
助成金収入	397,291	
受取賃借料	41,718	
その他	26,837	482,044
営業外費用		
支払利息	32,899	
休止固定資産減価償却費	8,757	
その他	4,835	46,491
経常損失		**1,031,777**
特別利益		
固定資産売却益	171	
投資有価証券売却益	136	
保険解約返戻金	140	
補助金収入	132,952	133,399
特別損失		
固定資産除却損	4,839	
固定資産売却損	634	
投資有価証券売却損	665	
不動産取得税等	26,251	
操業休止関連費用	6,420	
その他	1,410	40,222
税金等調整前当期純損失		**938,600**
法人税、住民税及び事業税	38,842	
法人税等調整額	△24,152	14,690
当期純損失		**953,290**
親会社株主に帰属する当期純損失		**953,290**

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,377,113	2,167,666	4,447,991	△27,025	7,965,745
当期変動額					
剰余金の配当			△73,767		△73,767
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△953,290		△953,290
自己株式の処分		3,780		2,217	5,997
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	3,780	△1,027,058	2,217	△1,021,061
当期末残高	1,377,113	2,171,446	3,420,932	△24,808	6,944,684

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	51,866	5,415	57,281	8,023,027
当期変動額				
剰余金の配当				△73,767
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△953,290
自己株式の処分				5,997
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	108,763	6,055	114,819	114,819
当期変動額合計	108,763	6,055	114,819	△906,241
当期末残高	160,630	11,470	172,101	7,116,785

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
[流動資産]	**924,109**	**[流動負債]**	**72,032**
現金及び預金	808,033	未払金	40,635
前払費用	2,997	リース債務	1,791
関係会社短期貸付金	105,999	未払費用	883
その他	7,079	未払法人税等	19,146
[固定資産]	**3,372,562**	預り金	5,119
(有形固定資産)	**90,259**	賞与引当金	4,456
建物及び構築物	7,104	**[固定負債]**	**15,955**
車両運搬具	684	リース債務	427
工具、器具及び備品	3,566	退職給付引当金	15,527
土地	61,970	**負債合計**	**87,987**
リース資産	1,925	**純資産の部**	
建設仮勘定	15,006	**[株主資本]**	**4,206,458**
(無形固定資産)	**7,953**	**(資本金)**	**1,377,113**
ソフトウェア	6,273	**(資本剰余金)**	**2,171,446**
商標権	1,679	資本準備金	1,708,600
(投資その他の資産)	**3,274,349**	その他資本剰余金	462,846
投資有価証券	12,482	**(利益剰余金)**	**682,707**
関係会社株式	1,309,275	その他利益剰余金	682,707
関係会社長期貸付金	1,943,000	繰越利益剰余金	682,707
出資金	18	**(自己株式)**	**△24,808**
繰延税金資産	9,523	**[評価・換算差額等]**	**2,225**
その他	50	その他有価証券評価差額金	2,225
資産合計	**4,296,672**	**純資産合計**	**4,208,684**
		負債及び純資産合計	**4,296,672**

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損　益　計　算　書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		553,420
営業費用		
販売費及び一般管理費	435,271	435,271
営業利益		**118,148**
営業外収益		
受取利息	4,599	
受取配当金	343	
固定資産賃貸料	1,012	
業務受託手数料	1,200	
物品売却益	3	
助成金収入	437	
その他	512	8,107
経常利益		**126,256**
特別損失		
投資有価証券売却損	615	615
税引前当期純利益		**125,641**
法人税、住民税及び事業税	28,034	
法人税等調整額	△588	27,445
当期純利益		**98,195**

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,377,113	1,708,600	459,066	2,167,666	658,278	658,278
当期変動額						
剰余金の配当					△73,767	△73,767
当期純利益					98,195	98,195
自己株式の処分			3,780	3,780		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	3,780	3,780	24,428	24,428
当期末残高	1,377,113	1,708,600	462,846	2,171,446	682,707	682,707

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△27,025	4,176,033	1,087	1,087	4,177,120
当期変動額					
剰余金の配当		△73,767			△73,767
当期純利益		98,195			98,195
自己株式の処分	2,217	5,997			5,997
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,138	1,138	1,138
当期変動額合計	2,217	30,425	1,138	1,138	31,563
当期末残高	△24,808	4,206,458	2,225	2,225	4,208,684

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月24日

デリカフーズホールディングス株式会社
取締役会　御中

仰 星 監 査 法 人
東京事務所
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　神　山　俊　一　㊞
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　三　木　崇　央　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、デリカフーズホールディングス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デリカフーズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月24日

デリカフーズホールディングス株式会社
取締役会　御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　神　山　俊　一　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　三　木　崇　央　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、デリカフーズホールディングス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める 。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある 。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月25日

デリカフーズホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　野　村　五　郎　㊞

社外監査役　森　田　雅　也　㊞

社外監査役　三　島　宏　太　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第18期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類
　　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は、73,816,180円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月24日といたしたいと存じます。

第２号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役　三島宏太氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
社外 三島（みしま）　宏太（こうた） （1972年11月19日） 【再任】 所有株式数 —株 取締役会出席状況 17回中17回出席 監査役会出席状況 14回中14回出席	2004年４月　愛知県弁護士会登録 テミス綜合法律事務所 入所 2010年４月　㈱商工組合中央金庫 嘱託 2013年４月　中部労災看護専門学校非常勤講師 2016年４月　愛知県弁護士会広報委員会副委員長（現任） 2016年８月　三島宏太法律事務所 所長（現任） 2017年６月　当社　社外監査役（現任） 2017年９月　㈱アズクリエイティブ　監査役 2020年８月　㈱コムテック　取締役監査等委員（現任） 〔社外監査役候補者とした理由〕 三島宏太氏は、弁護士として豊富な経験・識見を有しており、当社と特別の利害関係がない独立的かつ客観的な立場から経営の監視を遂行していただくのに適任であります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．三島宏太氏は、社外監査役候補者であります。また、三島宏太氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

３．三島宏太氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。

４．三島宏太氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

５．三島宏太氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。

６．三島宏太氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

７．三島宏太氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

８．当社は、三島宏太氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

９．当社は、優秀な人材の確保や経営判断に過度な心理的負担が介在しないよう、会社役員賠償責任保険契約を締結しており、2022年２月に更新を予定しております。三島宏太氏についても既に当該保険契約の被保険者となっており、再任後も引き続き被保険者となります。なお、当該保険の概要については以下のとおりです。

〈会社役員賠償責任保険契約の概要〉

①被保険者の実質的な保険料の負担割合

保険料は、特約部分も含め全額会社が負担しております。

②補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員の職務遂行に起因して、損害賠償請求がなされたことによって被る損害について補填します。ただし、法令違反であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、2017年６月21日開催の第14回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役田中清隆氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、候補者田中清隆氏の選任をお願いしたいと存じます。

選任決議の有効期間は、選任決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなります。

なお、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
社外 田中（たなか）　清隆（きよたか） （1944年３月１日） 所有株式数 ―株	1974年４月　名古屋弁護士会（現：愛知県弁護士会）登録 吉田清法律事務所入所 1979年４月　田中・水野合同法律事務所 所長 1990年４月　名古屋弁護士会副会長 1995年６月　日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長 1996年１月　テミス綜合法律事務所 所長 2003年４月　名古屋弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 2005年６月　当社　社外監査役 2010年４月　日本司法支援センター愛知地方事務所　所長 2018年10月　弁護士法人テミス綜合法律事務所 代表社員（現任） 〔補欠の社外監査役候補者とした理由〕 田中清隆氏は、2017年まで当社の社外監査役を務め、適切に経営監視を遂行した実績があります。また弁護士として豊富な経験・識見を有しております。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、引き続き社外監査役の補欠監査役として選任することが相当であると判断しております。

（注）１．候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．田中清隆氏は、社外監査役の補欠監査役候補者であります。
３．田中清隆氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
４．田中清隆氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
５．田中清隆氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
６．田中清隆氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
７．田中清隆氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
８．田中清隆氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で当社定款の定めに基づき会社法第423条第１項に関する責任を法令の限度において免除することができる責任限定契約を締結する予定であります。
９．当社は、優秀な人材の確保や経営判断に過度な心理的負担が介在しないよう、会社役員賠償責任保険契約を締結しており、2022年２月に更新を予定しております。田中清隆氏についても監査役に就任した場合は被保険者となります。なお、当該保険の概要については以下のと

おりです。

〈会社役員賠償責任保険契約の概要〉

①被保険者の実質的な保険料の負担割合

保険料は、特約部分も含め全額会社が負担しております。

②補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員の職務遂行に起因して、損害賠償請求がなされたことによって被る損害について補填します。ただし、法令違反であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

（ご参考）

①取締役・監査役候補者の指名の方針及び手続き

取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、社内外から幅広く候補者を人選し、優れた人格・見識と高い経営能力を有する候補者を取締役会で決定しております。特に社外取締役は、経営に対する理解、豊富な実務経験を活かした経営全般にわたる監督機能を、また社外監査役は、高い専門性と独立性を活かした監査機能を通じて、取締役会の透明性を高めるとともに、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができ、企業価値の向上に貢献できる方を指名しております。

②社外役員の独立性判断基準及び資質について

当社では、東京証券取引所上場規程第436条の２に規定する独立役員であること、すなわち、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員に該当する者）であり、会社経営等における豊富な経験と高い見識を有する者を社外役員として選任することとしております。

以　上

メ　モ　欄

メ　モ　欄

株主総会会場のご案内図

会場　：東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
サピアタワー５階
ステーションコンファレンス東京503ABCD会議場
電話　03-6888-8070（代）

受付開始時間は午前９時30分を予定しております。

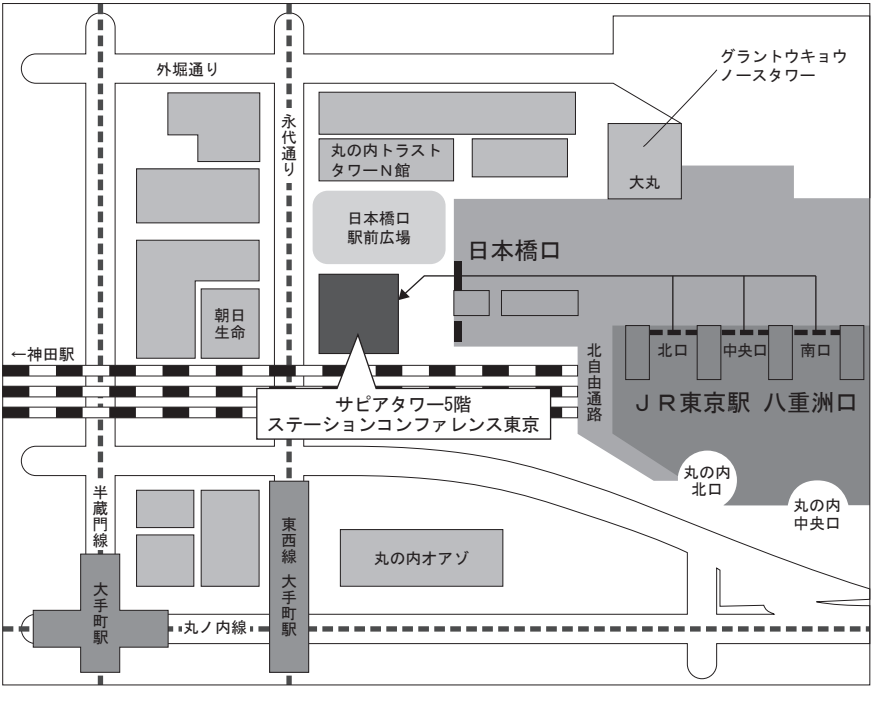

（交通アクセス）
・JR東京駅日本橋口直結
　新幹線日本橋口改札徒歩1分、八重洲北口改札徒歩2分
・東京メトロ大手町駅B7出口直結

（ご案内）
○当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
○当日は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から入場前に検温を実施いたします。検温の結果によっては入場をお断りする場合もございますので予めご了承ください。
○株主総会にご出席の株主さまへのお土産はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。